

政令第二百二号

公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律の施行期日を定める政令

内閣は、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成二十二年法律第三十六号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律の施行期日は、平成二十二年十月一日とする。